

福島県郡山市における社会教育行政の組織及び運営状況について

1 組織改編の経緯

平成14年4月の組織改編で、教育委員会で女性教育を担っていた「婦人会館」を男女共同参画施策の実現と人権行政への取り組みのため、市長部局に移管し、名称を「男女共同参画センター」に改めた。

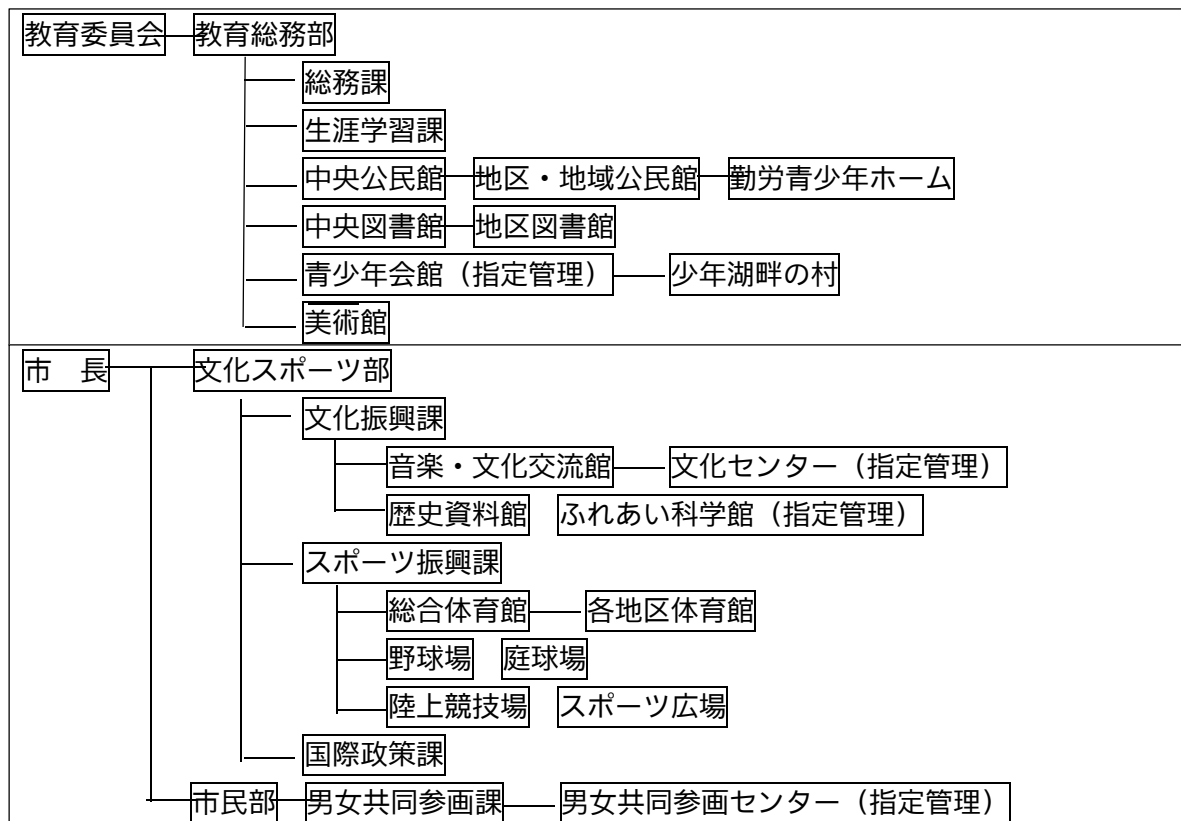
更に、平成27年4月、教育委員会での音楽都市の推進と市長部局でのシティプロモーションや都市間交流を結びつけ交流人口の増加と地域振興を図るとともに、市長部局で行っていた健康づくりに関する施策と教育委員会でのスポーツ振興施策を総合的に推進することにより、広く市民の健康に資する取り組みの一層の推進を図るため、「文化財保護を除く(※)文化に関する事務」及び「学校体育を除くスポーツに関する事務」を市長部局に移管し、新たに「文化スポーツ部」を設置した。

現在、女性教育施設、体育施設、文化施設は市長部局の所管、公民館・美術館・図書館は教育委員会の所管である。(下図：組織体制参照)

(※)「文化財保護」は、平成29年度から「文化スポーツ部文化振興課」(市長部局)に補助執行により移管(郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則)

2 組織体制 (平成30.4.1)

○組織改編により、従来教育委員会所管であった女性教育施設や音楽・スポーツ関係施設については市長部局へ移管しており、多様な施設の利活用を図りながら円滑な運営を行っている。



3 社会教育施設の所管の在り方

所管施設	市長部局所管の場合	教育委員会所管の場合	備考
公民館	○部局間の連携が容易であり、観光・福祉・防災等の多様なまちづくり活動が可能	○社会教育施設としての公民館本来の役割の明確化 ○学校教育との連携が容易	
青少年施設	○部局間の連携が容易であり、様々な分野の活動が可能	○学校教育との連携が容易 ○スポーツ少年団の合宿など青少年の健全育成活動との連携が図られる	H26.4月 から指定 管理導入
女性教育施設	○部局横断的な男女共同社会施策の展開	○学校教育との連携が容易	H14.4月 市長部局 へ移管

4 今後の施設所管の考え方

現在、教育委員会としては、青少年施設として勤労青少年ホーム、青少年会館、少年湖畔の村の3施設を、また、社会教育施設として公民館（1中央公民館・40地区地域公民館）、図書館（1中央図書館・3地区図書館）、美術館を所管している。

今後の施設活用の在り方については、地方分権の進展やICT化等の社会情勢の変化、更には少子高齢社会が進行する中、特色ある地域づくりと各種地域課題の解決を図るため、観光・福祉・防災等の多様な住民活動を行う拠点として、幅広く住民に対し活動の場を供することが求められていること、改訂学習指導要領において確かな学力の育成がうたわれていること、リカレント学習の重要性が高まっていることなどの社会情勢の動向に対応するため、自治体独自の施策方針のもと、法令にしばられることなく所管する部局を柔軟に決定することができる法体系の整備を望むものである。

郡山市の概要（参考資料）

- ・市制施行：大正13年9月1日
- ・位置：福島県の中央に位置し、東北地方で仙台、いわきに次いで第3位の人口規模を誇る、東北の拠点都市
- ・面積：757.20km²
- ・海拔：245m（市役所）
- ・人口等：333,108人、140,913世帯（H30.4.1.現在）
- ・職員数：総数2,073人、うち教育委員会208人（H29.4.1）
- ・公民館数：41（中央公民館1、地区公民館15、地域公民館25）